



温暖化対策計画書提出書の提出者と同一である場合 印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面

二 第二項の特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

第四条の二十六の次に次の一条を加える。

(添付書類)

第四条の二十七 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないうちにあっては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

一 第四条の五第二項の指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書

二 第四条の六の二第三項の事業所区域変更申請書

三 第四条の七第一項の指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書

四 第四条の七第二項の指定地球温暖化対策事業者変更届出書

五 第四条の七第三項の事業者排出量把握申請書

六 第四条の七第四項の事業者排出量報告書提出書

七 第四条の八第一項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書

八 第四条の八第一項又は同条第三項の基準排出量決定申請書

九 第四条の十八の二第三項の基準排出量改定申請書

十 第四条の十九第三項の基準排出量変更申請書

十一 第四条の二十第一項の優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書

十二 第四条の二十三第一項の地球温暖化対策計画書提出書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所であつて、当該事業所に係る前項各号に掲げる書面の提出者が次のいずれかに該当する場合 印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面

ア 既に提出されている当該事業所に係る所有事業者等届出書の排出有責任者と同一である場合

イ 既に提出されている前項各号に掲げる書面のいずれかのうち、直近の提出者と同一である場合

二 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

第五条の六第三項第四号中「登記事項証明書」の下に「及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を加え、同項第五号の二イ中「登記事項証明書」の下に「印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を加え、同条第五項中「書面又は」を「書面、」に改め、「登記事項証明書」の下に「又は印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの」を加える。

第五条の十三の次に次の一条を加える。

(添付書類)

第五条の十三の二 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないうちにあっては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

一 第五条の九第一項の検証業務営業所名称等変更届

二 第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届

三 第五条の十第一項の登録検証機関廃業等届

四 第五条の十第二項の登録検証機関検証業務廃止等届

五 第五条の十三第一項の検証業務規程届出書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

第十三条の七第二項第八号を削り、同項第九号中「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」を「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他の事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」に改め、同号を同項第八号とする。

附則第十二項中「令和三年一月三十一日」を「令和十四年一月三十一日」に、「新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改め、同項の表を

第四条の八第一項第三号	九月末日	九月末日。ただし、当該期間の最後の年度の翌年度が令和二年十一月末日にあつては令和二年十一月末日
第四条の八第一項第三号	九月末日	九月末日。ただし、当該期間の最後の年度の翌年度が令和二年十一月末日にあつては令和二年十一月末日
第四条の九第一項	九月末日	九月末日（ただし、削減義務期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和四年一月末日）

に、

を

第四条の九第一項第一号 経過した日

経過した日。ただし、当該日が令和二年四月七日から同年七月三十日までの間の日である場合にあっては同年九月末日

を

第四条の九第一項第一号 経過した日

経過した日。ただし、当該日が令和二年四月七日から同年七月三十日までの間の日である場合にあっては同年九月末日

に、

第四条の九第一項第二号 四月三日

四月三日（ただし、削減義務期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和三年八月四日）

第四条の二十第一項 経過した日

経過した日。ただし、削減義務率を減少する期間の開始の年度が令和二年第三項の規定による指定が令和二年一月七日から同年四月三十日までの間にあつた場合においては、第四条の二十第三項第一号に掲げる事業者については同年十二月末日まで、同項第二号に掲げる事業者については同年十一月末日

を

第四条の二十第一項 経過した日

経過した日。ただし、削減義務率を減少する期間の開始の年度が令和二年第三項の規定による指定が令和二年一月七日から同年四月三十日までの間にあつた場合においては、第四条の二十第三項第一号に掲げる事業者については同年十二月末日まで、同項第二号に掲げる事業者については同年十一月末日

第四条の二十一の五の二第一項 各期間

各期間（ただし、平成二十八年十月一日から始まる期間にあつては、平

<p>第四条の二十一 の十四第一項</p>	<p>九月末日(第四条の九第一項第二号に掲げる場合に該当した特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等)であつては、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後の同号に定める日)</p>	<p>成二十八年十月一日から令和四年一月末日とし、令和四年二月一日から始まる期間にあつては令和八年九月末日)</p>
<p>第四条の二十一 の十八</p>	<p>九月末日</p>	<p>九月末日(ただし、削減計画期間の終了年度が令和元年度の場合にあつては令和四年一月末日)</p>

改める。

別表第一の五備考を次のように改める。

備考

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = (1 - BPI) \times 100$$

この式において、A及びBPIは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

BPI 次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物(増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル

に

ル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)第一 三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)別表に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(二)において同じ。)の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(三) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBPIの値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$ERR = (1 - BEI) \times 100$$





別記第三十七号様式の乙(表)中「~~四~~」を削り、同様式(裏)中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

別記第三十七号様式の丙(表)中「~~四~~」を削り、同様式(裏)中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

別記第三十七号様式の二(表)中「~~四~~」を削り、同様式(裏)中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

別記第三十八号様式(表)中「~~四~~」を削り、同様式(裏)中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条の七第二項、附則第十二項、別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の四の三、第一号様式の四の四、第二号様式の十、第一号様式の十の二、第一号様式の十二、第一号様式の十二の三、第一号様式の十四、第一号様式の十六から第一号様式の十八まで、第一号様式の十八の三、第一号様式の十八の五、第一号様式の十八の六、第一号様式の十八の八、第一号様式の十八の十一、第一号様式の十八の十四、第一号様式の十八の十六、第一号様式の十八の十八、第一号様式の十八の十九、第二号様式の五、第二号様式の六、第二号様式の十二、第二号様式の十三、第二号様式の十五から第三号様式まで、第三号様式の三から第五号様式の五まで、第六号様式から第六号様式の四まで及び第三十七号様式の乙から第三十八号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第二十五条の五第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項については、令和三年十月三十一日までの間は、第十三条の七第二項各号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の四の三、第一号様式の四の四、第一号様式の十、第一号様式の十の二、第一号様式の十二、第一号様式の十二の三、第一号様式の十四、第一号様式の十六から第一号様式の十八まで、

第一号様式の十八の三、第一号様式の十八の五、第一号様式の十八の六、第一号様式の十八の八、第一号様式の十八の十一、第一号様式の十八の十四、第一号様式の十八の十六、第一号様式の十八の十八、第一号様式の十八の十九、第二号様式の五、第二号様式の六、第二号様式の十二、第二号様式の十三、第二号様式の十五から第三号様式まで、第三号様式の三から第五号様式の五まで、第六号様式から第六号様式の四まで及び第三十七号様式の乙から第三十八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百三十七号

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条・第六十九条」を「第六十八条―第七十条」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

2 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、前項の許可申請書に、申請者が当該申請に係る行為を行う権利を有することを示す図書(当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。)を添付しなければならない。

第二十二條第一号中ムをウとし、ルからラまでをラからムまでとし、同号又中「土留よう壁」を「土留擁壁」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「こう配」を「勾配」に改め、同号リを同号ヌとし、同号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)

第二十二條第一号に次のように加える。

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七條第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のための工作物

ノ 条例第四十四條に規定する保護増殖事業の実施のための工作物

オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためのカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するもの

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による特定外来生物の防除のためのカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するもの

第二十二條第二号に次のように加える。

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十條第一項の許可に係る木竹であつて、同法第四條第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五條第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四條第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ヘ 条例第四十二條第一項の許可に係る木竹であつて、条例第三十九條第一項に規定する東京都希少野生動植物種に係るものを伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

チ 条例第四十四條に規定する保護増殖事業の実施のために木竹を伐採すること。

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第二十二條第四号口中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同号又中「国立及び公立の大学」を「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く公立の大学（以下「公立の大学」という。）」に改め、同号に次のように加える。

ワ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十條第一項の許可に係る行為（同法第五十四條第二項の規定による協議に係る行為を含む。）

カ 条例第四十二條第一項の許可に係る行為

ヨ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

タ 条例第四十四條に規定する保護増殖事業の実施のための行為

第二十六條に次の一項を加える。

2 行為地の土地の所有者以外の者が届出を行う場合は、前項の届出書に、届出者が当該届出に係る行為を行う権利を有することを示す図書（当該土地の所有者の記名押印のあるものに限り。）を添付しなければならない。

第三十五條第一項第一号イ中「第二十二條第一号イからハまで、ホ、チ、ヌ（信号機に限る。）、ル、ツ、ナ又はム」を「第二十二條第一号イからニまで、ヘ、リ、ル（信号機に限る。）、ヲ、ネ、ラ又はウからクまで」に改め、同項第二号イ中「第二十二條第一号ヘ、ト、リ、ヌ（信号機を除く。）、ワからソまで、又はネ」を「第二十二條第一号ト、チ、ヌ、ル（信号機を除く。）、ワからツまで又はナ」に改め、同号口中「施設（」の下に「同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、」を加え、同項第五号ニ中「学校教育法第一條に規定する」を削り、「もの」の下に「（公立の大学にあつては、知事に通知したもの）」を加える。

第三十八條第一号イ中「第二十二條第一号イからハまで、ホ、ヌ（信号機に限る。）、ル、ツ又はム」を「第二十二條第一号イからハまで、ヘ、ル（信号機に限る。）、ヲ、ネ又はウからクまで」に改め、同條第二号中「第二十二條第一号ニ、ヘ、ト、リ、ヌ（信号機を除く。）、ワからソまで又はネ」を「第二十二條第一号ホ、ト、チ、ヌ、ル（信号機を除く。）、ワからツまで又はナ」に改める。

第四十條第一項第二号中「卒業した」の下に「（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

第四十三條第三号イ中「第二十二條第一号イ、ハからチまで、ヌからソまで、ネ若しくはム」を「第二十二條第一号イ、ハ、ホからリまで、ルからツまで、ナ若しくはウ」に改める。

第四十五條に次の一項を加える。

2 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、前項の許可申請書に、申請者が東京都希少野生動植物種の捕獲等を行う権利を有することを示す図書（当該土地の所有者の記名押印のあるものに限り。）を添付しなければならない。

第四十八条第一号口中「同号口からチまで、ヌからタまで若しくはソからナまで」を「同号口からリまで、ルからレまで若しくはツからラまで」に改め、同号へ中「こう配」を「勾配」に改め、同号タ中「よう壁」を「擁壁」に改め、同号ソ中「第二十二条第一号ナ」を「第二十二条第一号ラ」に改める。

第五十二条第二項第三号中「切土、盛土、一時的な土砂のたい積」を「法高(法肩と法尻との高低差をいい、擁壁を設置する場合は、法高と擁壁の高さとを合わせた高さとする。以下同じ。）」が一メートルを超える切土、盛土若しくは一時的な土砂等(同一の場所に堆積している期間が一年以内の土砂等をいう。以下同じ。）」の堆積(変更により法高が一メートルを超えることとなる切土、盛土又は一時的な土砂等の堆積を含み、知事が別に定める要件に該当する切土、盛土又は一時的な土砂等の堆積を除く。以下「特定切盛土」という。)を行う場合又は特定切盛土内において調整池等の排水施設、えん堤若しくは擁壁等の設置若しくは変更を行う場合にあつては次の要件に適合していることとし、その他の場合で、切土、盛土若しくは一時的な土砂等の堆積」に、「よう壁」を「擁壁」に改め、「設置」の下に「若しくは変更」を加え、「場合は、」を「ときにあつては」に改め、「被害」の下に「及び自然地の破壊」を加え、同号に次のように加える。

イ 行為地内の排水施設は、行為地の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出することができるように、管渠の勾配及び断面積が、一定の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出するものとして定められていること。

ロ 行為地内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、行為地内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、行為地内において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

ハ 雨水(処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるもの

を含む。)以外の下水は、原則として、暗渠によって排出することができるように定められていること。

ニ 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。

ホ 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で作られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

ヘ 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。

ト 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの(公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあつては、その内径又は内法幅が、二十センチメートル以上のものであること)専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

(イ) 管渠の始まる箇所

(ロ) 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)

(ハ) 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

リ ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるものに限る。)が設けられていること。

ヌ ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他の地表水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上の泥溜めが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

ル 降雨によって洪水等の災害が発生するおそれがある場合は、次の要件を満たす調整池が設けられていること。

- (イ) 容量は、下流における流下能力を考慮の上、一定の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量に係る施工中及び施工後のピーク流量を施工前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。
- (ロ) 余水吐の放流能力は、コンクリートダムにあつては一定の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量に係るピーク流量に一・二を乗じて得た値以上の量、フィルダムにあつては当該値に一・二を乗じて得た値以上の量を放流処理できる能力であること。
- (ハ) 洪水調整の方式は、原則として自然放流式であること。
- ヲ 行為地から流出し、又は放流する雨水に土砂が混入し、下流域の水質を悪化させるおそれがある場合は、次の要件を満たす沈砂池が設けられていること。
- (イ) 容量は、土砂を十分に堆積させることができるものであること。
- (ロ) 堆積した土砂をしゅんせつすることができるものであること。
- (ハ) 堅固で十分な耐久力を有するものであること。
- (ニ) 調整池と別に設置するものであること。ただし、地形等の条件から調整池と兼ねることがやむを得ないと認められる場合であつて、堆砂量と貯水量を十分検討した上で適当であると認められるときは、この限りでない。
- ワ 土地の改変に伴い相当量の土砂が流出することにより下流地域に災害を発生させるおそれがある場合は、次の要件を満たすえん堤が設けられていること。
- (イ) 改変した土地が安定するまでの間、流出する土砂を貯砂し得るものであること。
- (ロ) 堅固で十分な耐久力を有するものであること。
- (ハ) 調整池及び沈砂池より上流側に設置されていること。
- カ 地盤の沈下又は行為地外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- ヨ 開発行為によつて崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。

タ 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があると  
きは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカ  
ーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその  
他の措置が講じられていること。

レ 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、  
沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さ  
の層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他  
これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐ  
い等の設置その他の措置が講じられていること。

ソ 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と  
盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講じられて  
いること。

ツ 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖、盛土をした土地  
の部分に生ずる高さが一メートルを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地  
の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖の崖面は、擁壁で覆わなければなら  
ない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次  
のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。

(イ) 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の  
中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上 限	擁壁を要する勾配の下 限
軟岩（風化の著しい ものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東 ローム、硬質粘土そ の他これらに類する もの	三十五度	四十五度

(ロ) 土質が(イ)の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の

中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、(イ)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、(イ)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

ネ ツの規定の適用については、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとしてみなす。

ナ ツの規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講じられた場合には、適用しない。

ラ 開発行為によって生ずる崖の崖面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

ム 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、行為地内の地下水を有効かつ適切に排出することができるとともに、排水施設の管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設が設置されていること。

ウ ツで設置される擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次の(イ)から(ニ)までに該当することが確かめられたものであること。

(イ) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(ロ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

(ハ) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

(ニ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

キ ツで設置される擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のもの

にあつては、この限りでない。

ノ 開発行為によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令第四百二十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

オ 法勾配については、次の要件を満たすこと。

(イ) 切土の法勾配は、次の表の上欄に掲げる土質の区分に応じ、当該下欄に掲げる角度を限度とする。

土質	角度
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度
風化の著しい岩	四十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度

(ロ) 盛土の法勾配は、三十度を限度とする。

ク 一段の法高は、切土にあつては五メートル以下、盛土にあつては三メートル以下とすること。

ヤ 犬走りの幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、三段目ごとに、切土にあつては三メートル以上、盛土にあつては六メートル以上とすること。

マ 長大法（法高が十メートルを超える切土又は九メートルを超える盛土をいう。）については、イからヤまでに掲げるもののほか、次の要件を満たすこと。

(イ) 法高の上限は、切土にあつては三十メートル以下、盛土にあつては十八メートル以下とすること。ただし、切土又は盛土が土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害及び自然地の破壊が生じるおそれのないものであると知事が認める場合は、この限りでない。

(ロ) 法勾配は、法面の安定計算を行った上で決定すること。

(ハ) 一段目の法面を擁壁で覆う場合は、擁壁天端の犬走りの幅を、鉄筋コンクリート造擁壁にあつては一・五メートル以上、間知石等練積造擁壁にあつては三メートル以上とし、擁壁の安定計算及び構造計算（これらの計算に準ずる措置

がなされている場合を除く。)を行うこと。

(二) 法面には、縦排水を設けること。

ケ 一時的な土砂等の堆積については、土砂等の堆積場所が明確にされていることのほか、イからマまでの規定に準じた措置が講じられていること。

フ イからケまでに定めるもののほか、法面及び小段の緑化その他の土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害及び自然地の破壊の防止に必要な措置が講じられていること。ただし、一時的な土砂等の堆積場所については、法面及び小段の緑化を行わないことができる。

第五十二条第二項第四号中「雨水等」を「前号に定めるもののほか、雨水等」に改め、同項に次の二号を加える。

八 条例第四十七条第一項又は第四十八条第一項に規定する許可を受けようとする者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があること(特定切盛土を行う場合に限る。)

九 工事施行者(開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)に開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること(特定切盛土を行う場合に限る。)

第五十三条第四項中「図書」の下に「(当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 相続その他の一般承継以外の理由により、第一項の許可を受けた者の地位を承継した者(特定切盛土を行う場合に限る。)が当該許可の申請を行う場合は、同項の許可申請書に申請者が当該地位を承継したことを証明する書面(当該被承継者の記名押印のあるものに限る。)を添付しなければならない。

第五十八条第四号中「こう配」を「勾配」に、「よう壁」を「擁壁」に改め、同条に次の一号を加える。

九 工事施行者の変更(変更後に特定切盛土を行う場合に限る。)

第五十九条第四項中「図書」の下に「(当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。)」を加える。

第六十七条中「承継した者」の下に「(相続その他の一般承継以外の理由により、当

該許可を受けた者の地位を承継した者(特定切盛土を行う場合に限る。))を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の地位の承継届出書には、当該地位を承継したことを証明する書面(被承継者の意思の確認が必要な書面にあつては、当該被承継者の記名押印のあるものに限る。)及び行為地の土地の所有者以外の者が承継する場合にあつては、当該所有者が記名押印した上で当該承継を認めた書面を添付しなければならない。

本則に次の一条を加える。  
(添付書類)

第七十条 次に掲げる書面には、当該書面の提出者(第二号、第四号、第七号、第九号及び第十二号にあつては土地の所有者、第十号にあつては被承継者、第十五号にあつては土地の所有者又は被承継者。以下この条において同じ。)の印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。ただし、書面の提出者が国若しくは地方公共団体である場合又は第五号、第十一号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる書面について、既に提出されている印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの内容に変更がない場合を除く。

一 第十九条第一項(第二十三条第一項又は第二十七条において準用する場合を含む。)の許可申請書(別記第四号様式)

二 第十九条第二項(第二十三条第一項又は第二十七条において準用する場合を含む。)の図書

三 第二十六条第一項の届出書(別記第五号様式)

四 第二十六条第二項の図書

五 第四十一条の申出書(別記第十号様式)

六 第四十五条の許可申請書(別記第十三号様式)

七 第四十五条第二項の図書

八 第五十三条第一項の許可申請書(別記第十四号様式)

九 第五十三条第四項の図書

十 第五十三条第五項の書面

十一 第五十九条の変更許可申請書(別記第十六号様式)

十二 第五十九条第四項の図書

十三 第六十三条第一項の廃止承認申請書(別記第十八号様式)

十四 第六十七条第一項の地位の承継届出書(別記第二十三号様式)

十五 第六十七条第二項の書面

十六 第六十九条の請求書(別記第二十五号様式)

別表第一中「緑のボランティア指導者等育成講座」を「緑のボランティア指導者育成講座」に改める。

別表第二、同表備考四及び別表第五中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別記第一号様式中「回」を削る。

別記第二号様式中「印」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別記第三号様式中「印」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式備考3中「第1号様式別紙」を「第2号様式別紙」に改める。

別記第四号様式中「第19条」を「第19条・第23条」に改める。

別記第六号様式から第八号様式までの規定中「印」を削る。

別記第九号様式中「回」を削る。  
(表面)

別記第十一号様式中「印」を削る。

別記第十四号様式備考2⑤中「こう配」を「勾配」及び「よう壁」を「擁壁」に改め、同様式備考2に次のように加える。

- (9) 申請者が、個人にあっては住民票、法人にあっては登記事項全部証明書
- (10) 申請者が、個人にあっては資金計画書、個人事業税又は住民税の納税証明書及び金融機関の発行する預金残高証明書又は融資証明書、法人にあっては資金計画書、財務諸表、事業経歴書、法人事業税又は都(道府県)民税の納税証明書及び金融機関の発行する預金残高証明書又は融資証明書(特定切盛土を行う場合に限る。)

- (11) 工事施行者の土木工事業に係る建設業許可通知書の写し及び工事経歴書(特定切盛土を行う場合に限る。)

別記第十六号様式備考2⑤中「こう配」を「勾配」及び「よう壁」を「擁壁」に改め、同様式備考2に次のように加える。

- (9) 申請者が、個人にあっては住民票、法人にあっては登記事項全部証明書
- (10) 申請者が、個人にあっては資金計画書、個人事業税又は住民税の納税証明書及び金融機関の発行する預金残高証明書又は融資証明書、法人にあっては資金計画書、財務諸表、事業経歴書、法人事業税又は都(道府県)民税の納税証明書及び金融機関の発行する預金残高証明書又は融資証明書(特定切盛土を行う場合に限る。)

- (11) 工事施行者の土木工事業に係る建設業許可通知書の写し及び工事経歴書(特定切盛土を行う場合に限る。)

別記第十八号様式備考2中「、排水施設等計画図」を「及び排水施設等計画図」及び「、地下浸透施設」を「及び地下浸透施設」に改める。

別記第二十号様式中「印」を削り、同様式備考2中「たい積」を「堆積」に改める。

別記第二十一号様式中「印」を削る。

別記第二十一号様式の二中「印」を削る。

(5) 管理の方法	樹	木
	その他樹木 以外の植物	
(担当者) 住所		氏名 連絡先

(5) 管理の方法	樹	緑地等の基盤となる 切土・盛土
	木	
	その他樹木 以外の植物	
(担当者) 住所 氏名 連絡先		

に

改め、同様式備考一中「及び」の次に「当該緑地等並びにその基盤となる切土・盛土の」を加える。

別記第二十一号様式の三中「印」を削り、

(4) 管理の実施状況	樹	その他樹木 以外の植物
	木	
(担当者) 住所 氏名 連絡先		

を

(4) 管理の実施状況	樹	緑地等の基盤となる 切土・盛土
	木	
	その他樹木 以外の植物	
(担当者) 住所 氏名 連絡先		

に

改め、同様式備考二中「写真」の次に「並びに当該緑地等の基盤となる切土・盛土の状態が分かる写真」を加え、同様式備考に次のように加える。

4 樹木の枯死、損傷等があつた場合は、植替え等を行うこと。

別記第二十四号様式(面)表中「回」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十二條の改正規定、第二十六條に一項を加える改正規定並びに第三十五條、第三十八條、第四十條及び第四十三條の改正規定並びに第四十五條に一項を加える改正規定並びに第四十八條、第五十三條第四項及び第五十九條の改正規定並びに第六十七條に一項を加える改正規定及び本則に一條を加える改正規定(第七十條第十号及び第十四号に係る部分を除く。)並びに別表第一、別表第二、別表第五、別記第一号様式から第四号様式まで、第六号様式から第九号様式まで、第十号様式、第十八号様式、第二十号様式及び第二十一号様式の改正規定、第二十一号様式の二の改正規定(「五」を削る部分に限る。)及び第二十一号様式の三の改正規定(「五」を削る部分に限る。)並びに第二十四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この規則の施行の際、当該申請に係る許可又は不許可の処分がされていないものに適用される同条例第四十七条第二項第二号、第四十八条第二項第二号又は第四十九条第二項第二号の規則で定める緑地等の基準については、この規則による改正後の東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第五十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第一号様式から第四号様式まで、第六号様式から第九号様式まで、第十一号様式、第十四号様式、第十六号様式、第十八号様式、第二十号様式から第二十一号様式の三まで及び第二十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 五〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

